

お知らせ



有害鳥獣の捕獲を行います

町では(一社)茨城県猟友会城里支部の協力のもと、城里町鳥獣被害対策実施隊で毎年有害鳥獣の捕獲を行っています。

次の期間、町内全域で有害鳥獣の捕獲を実施します。捕獲活動は安全を最優先に実施しますが、事故防止のため入山の際には目立つ服装をするなど、ご協力をお願いします。

実施期間(日の出～日没)

○箱わなによる捕獲

イノシシ・ニホンジカ・キョン
令和8年4月1日(水) ～ 令和9年3月31日(水)

タヌキ・ハクビシン・アライグマ
令和8年4月1日(水) ～ 令和8年6月30日(火)

○銃およびわなによる捕獲

イノシシ・ニホンジカ・キョン・カモ・カワウ・カラス
令和8年5月31日(日) ～ 令和8年6月30日(火)

※昨年度は、120頭のイノシシを捕獲しました。(R7.4.1～R8.2.28)

実施区域

城里町全域

城里町鳥獣被害対策実施隊
笠間市鳥獣被害対策実施隊等
農業政策課

問合せ ☎029-288-3111
(内線251)

狩猟免許等の取得費用を補助しています

町では、有害鳥獣による農作物被害が増加しています。しかし、猟友会員の減少や高齢化が進んでおり、新たな捕獲隊員確保のため、免許等の取得に係る経費を補助しています。申請書類や手続き、補助の対象条件など確認事項がありますので、農業政策課までお問合せください。

免許の種類

- 網猟免許・わな猟免許
- 第一種銃猟免許(散弾銃)
- 第二種銃猟免許(空気銃)

問合せ・申請先

農業政策課
☎029-288-3111
(内線251)

箱わな・防護柵等の購入費用を補助します

有害鳥獣(イノシシ等)による農作物被害を防止するため、有害鳥獣捕獲用の箱わな、防護柵(電気柵、メッシュ網、ネット柵、トタン等)の購入費用の一部を補助します。

○箱わな(対象:区または自治会)
補助額 購入費用の3分の1
(上限4万円)

申請方法 設置地域のわかる図面および購入予定額の確認のうえ、申請してください。なお、町内の有害鳥獣捕獲許可者との連携が必要です。

○防護柵等(対象:個人または農業団体)
補助額 購入費用の3分の1
(上限3万円)

【条件】

- ① 町内の農地を耕作している及び借地契約の締結が済んでいる
- ② 町税等の滞納がない
- ③ 今年度本補助金を受けていない

申請方法

資材購入前に設置予定の田畑がわかる図面、購入予定価格の確認出来るもの(見積書等)を持参し申請してください。予算の範囲内での補助となります。

※不明点は購入前に農業政策課にお問合せください。

小動物用 小型箱わなを貸し出します

町内の農作物の被害対策として、タヌキ・ハクビシン・アライグマの捕獲が許可された期間のみ、町内の有害鳥獣捕獲許可者の協力を得て、小型箱わなの貸出しを行っています。申請には、必要書類や確認事項などがあります。なお、野生鳥獣は、鳥獣保護法等で保護されています。許可なく捕獲することや、許可期限の過ぎた有害プレートでの捕獲は違法であり、一年以下の懲役又は、50万円以下の罰金が課せられるため、十分にご注意ください。詳細は、農業政策課までお問合せ下さい。

許可期間

4月1日(水)～6月30日(火)
※小型箱わなの台数には限りがあります。

問合せ・申請先 農業政策課
☎029-288-3111
(内線251)

(広告)